

第 124 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 4 年 11 月 29 日（火）14:00～16:23

■場 所：共用第 2 特別会議室（Web 会議システム併用）

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、小塚荘一郎、宗林さおり、東畠弘子

専門委員：北村光司、木村哲也、阪本雄一郎、高木元也

<消費者庁>

大森消費者安全課長、池田事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング
3. 個別事案について
 - (1) 申出事案
 - (2) 選定事案
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング

○中川委員長 それでは、本日の審議に入ります。

まずは自動ドアによる事故のフォローアップについて、経済産業省、国土交通省に御参加をいただき、意見交換を行います。

消費者安全調査委員会は、自動ドアによる事故に係る事故等原因調査を行い、令和 3 年 6 月 25 日に経済産業大臣及び国土交通大臣に意見を述べました。意見具申から 1 年以上が経過したことから、意見の取組状況について、関係省庁から御説明をいただきます。

経済産業省、国土交通省の皆様、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。

まずは事務局から事案の説明をよろしく願いいたします。

○担当補佐 事務局でございます。

お手元の資料を御覧ください。

公開資料の通しページの 1 ページ目は、本公開ヒアリングの議事次第であり、2 ページ目と 3 ページ目の A3 版の資料は、意見に対する両省の対応状況と取組が記載されたフォロ

ーアップシートとなっております。

4 ページ目以降の資料は、参考資料となります。

本日は、経済産業省より製造産業局生活製品課住宅産業室長、産業技術環境局国際標準課長、商務情報政策局産業保安グループ製品事故対策室長、国土交通省より住宅局建築指導課長にお越しいただいております。皆様、よろしくお願いたします。

○中川委員長 どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず経済産業省の御担当者様から、意見の取組状況の御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○経済産業省 それでは、経済産業省製造産業局住宅産業室から、いただきました意見に対する対応等について、御説明をさせていただきます。

資料は別紙と書いております第1回フォローアップの取組確認用資料に基づいて説明させていただきます。

まず「1 経済産業大臣への意見」ということでいただいております。

「1.1 センサーの検出範囲の確保」ということで三つございます。

(1) につきましては、製造業者、保全業者に対して、既設自動ドアに対しても業界団体等で統一したセンサー検出範囲の測定方法、治具をはじめ、JISで規定された起動検出範囲、保護領域、さらにタッチスイッチでは、併用センサーの検出範囲がそれぞれ確保されていることを確認させること等について、意見をいただいております。

(2) では、事業者に対して、調整でセンサー検出範囲の推奨値を確保できない場合には、所有者、管理者が推奨値を確保できるセンサーに交換するよう促すことということでございます。

初めに、いただきました意見につきましては、至急、私どもで方向性を取りまとめまして、全国自動ドア協会というのがございますが、この団体宛てに自動ドアの安全対策に係る対応についての要請、周知依頼を昨年7月、また、9月にそれぞれ発出したところでございます。特に全国自動ドア協会とは、安全対策の検討及びその実施について、情報交換、進捗状況の確認をこれまでも行ってきたところでございます。

なお、全国自動ドア協会でございますが、正会員が8社いらっしゃるわけですが、全国にございます自動ドアの9割のシェアを誇っているということで、まずはこちらの団体に対する指導をします。

日本シャッター・ドア協会、日本サッシ協会、板硝子協会とございますが、こちらは自動ドアを構成するパーツをつくっている企業の集まりでございます。こちらにも実際には建築物等への自動ドアの納入や商流等に関わってくることから、こういった団体に対してもいただいた意見を基にしっかり対応するよう、文書で要請をしてきたところでございます。

指導の結果、昨年9月3日になるわけでございますが、全国自動ドア協会名で、会員企業を通じ、建物の所有者、あるいは建物の管理者に出し、例えばセンサー検出範囲の測定値の報告を製造業者や保全業者から受ける旨の協力通知を行ってきたところでございます。また、9月6日にも関連の業界団体を通じまして、所有者、管理者に対して自動ドアの安全対策についてのお願いを配信してきたところで、引き続きこういった情報提供を行うように、指導を行っていきたいと思っております。

1.1の検出範囲の確保の(3)でございます。建物環境でセンサー検出範囲の推奨値を確保できない場合は、所有者、管理者が推奨値を確保していないことを利用者に認識させるラベル等の表示をするよう促すこと等について、意見をいただいているところでございます。

これにつきましても、今年の2月8日、各企業に注意喚起のラベルを作成しまして、配布を行ってきているところでございます。まず最初に5,000枚の配布を今年の4月の段階で行っております。

あわせて、協会のホームページにも掲載し、その下にちょっとしたポンチ絵がついてございますが、「この扉は近づかないと開きません。」といったラベルでございます。大きさは横が12センチ、縦が4センチの大きさとなっておりますが、現在も周知を行っているところでございます。

10月1日現在になりますが、このラベルの配布枚数は、現在1万8000枚になっているところでございます。ただ、全国にはスライド式のドアも含めて、自動ドアが約200万台あると言われておりますが、まだまだ枚数が足りないのです、こういったところのラベルを作成し、継続的に配布をしていく予定と伺っております。

「1.2 保全点検及び情報共有」でございます。これについては、下の(1)保全点検、(2)技術情報の共有、(3)子供の手の引き込まれ事故の防止に対する御意見でございます。

商業施設とか、医療福祉施設、金融関係等は、経済産業省のみならず、金融庁、厚生労働省、国土交通省とも連携して対応しているところでございます。

対応状況のところを御覧いただければと思いますが、各関係省庁とも連携しまして、それぞれの団体に対して周知を行ってきたところでございます。経済産業省は、特に商業施設が多いということで、例えばショッピングセンター協会であるとか、スーパーマーケット協会とか、いろいろございまして、こういった団体に対して周知を行ってきています。

あわせて、全国自動ドア協会においても、関連の団体、例えば日本建築業連合会、日建連でございますが、ショッピングセンター協会、こういったところに対して同様の周知を行ってきたところでございます。

(1)保全点検でございますが、こちら先ほどの繰り返しになりますが、9月3日に協会会員に対して、協会会長名で通達を出しております。併せて9月6日にも自動ドアの安全対策についてのお願いを配信し、注意喚起を行ってきたところでございます。

(2)についても、情報が入手できるように公開を促すということで、ホームページ上で同様の周知を行っているところでございます。

一番下にございます(3)子供の手の引き込まれ事故の防止ということで、あってはならない事故でございます。これにつきましても、同様に9月3日付で協会会長名で建物所有者、管理者に通知を行い、注意喚起を徹底してきているところでございます。

「1.3 通行者への周知」ということで、自動ドアにぶつかる、挟まる事故等、子供の手が引き込まれる、こういったところをしっかりと啓発して、所有者、建物管理者に提供させるところでございます。

これにつきましては、啓発資料の作成及び提供を協会で行ってきております。主には三つのものをつくっております、一つ目は、自動ドアを正しく利用するためという手引、そ

れから、お子様にも分かりやすい自動ドアの安全な通り方、注意啓蒙のポスターでございます。特にポスターについては、会員企業を通じ、例えば商業施設への掲示依頼を行ってきているところがございます、引き続きこういった活動を続けていくことだと伺っております。

ちなみに、注意喚起のポスターでございますが、小さくて恐縮ですが、こういったポスターを数種類つくってございまして、こちらは「たちどまらない！」というポスター、それから「かけこまない！」、お子様から目を離さないとか、建物の設置の色合いに合わせて3色のポスターを取りそろえて、こういったものを商業施設等に使っていただくように周知するとともに、実際にホームページ等でもダウンロードできますので、こういうものを活用していただくということで、周知活動をしているところでございます。

「1.4 JIS A 4722の改正」につきましては、国際標準課長から御説明いたします。○経済産業省 国際標準課長でございます。産業標準化法、いわゆるJISを規定している法律、その審議をやっております産業標準調査会、通称JISCと呼ばれていますけれども、JISとJISCの担当課長でございます。

お手元のエクセルの「1.4 JIS A 4722の改正」でございまして、内容面についても、改正手続が正しく踏まれているかどうか、それを見るのが私の仕事となっております。

そういう意味で、JISCの中のいろいろな手続、御検討度合いといったことについて、大きく通常の常識を外れるようなことはなく、しっかりと御議論をいただいたものと認識しています。

原案作成委員会で2項目の検討を行っていただいたわけでありまして、本委員会、分科会を合わせて17回、精力的に開催をいただきまして、3月28日、29日の本委員会分科会で原案の取りまとめに至ることができた点が一つです。

2点目ですけれども、この委員会のメンバー構成が非常に大事でありまして、当然生産者側だけでは消費者の意見が適切に反映されない、あるいは中立者という言い方をよくしていますけれども、学識経験者の方に入っていないとニュートラルにならない、こういった点がございまして、今回のJIS A 4722の改正に当たりましては、消費者側の御意見を代表してくださる委員として、主婦連合会から藤野委員に御参加いただいたことも私として確認しております。

その後、例えばJISCに付議された後、いわゆる意見の受付、パブリックコメントも60日間取っておりますし、その後、JISCの専門部会の中での審議といった所要の手続も省略することなく、正しく進んでおります。全体のスケジュールとしても、遅過ぎるどころか、若干早め、精力的に御議論をいただいたと思っておりますので、もちろんこれが3日でできたといたしますと、大丈夫なのかということになるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、17回にわたって精力的かつ十分な御議論をいただいたと思っておりますので、我々としたしましては、JIS A 4722の改正につきましては、こちらに書かせていただいたとおり、適切に策定、改正がなされたものと認識をしております。

再び戻しまして、内容についてお願いします。

○経済産業省 具体的に中身についてでございますが、センサーの検出範囲の検査方法、子供の指に対する安全の距離の確保が改正の主なポイントでございます。

対応状況のところに書いてございますが、センサー起動の場合は、検査項目として検出範囲の大きさを確認し、その検査方法及び治具を規定いたしております。

赤外線反射センサーの場合は、完工検査及び保全点検記録の検出領域の大きさの測定及びその値の記録を含めるように盛り込んだところがございます。

こうしたものを協会ホームページのJISのところでお知らせとして掲載し、改正のポイントとして内容を記載したところがございます。

(2) 子供の指に対する安全距離でございます。子供に対する配慮が必要な場合は、構造的な付加保護対応として、危険箇所には手指用緩衝材を具備することを推奨いたしました。その具備に関する方法を参考として新たに図示したところがございます。これも上と同様に内容について協会のホームページ上に記載しているところがございます。

ちなみに、この緩衝材でございますが、どういったものが挟まりにくいのか。もちろん自動ドアが開閉するときうまく隙間がないと、閉じたり、開かなかったりするところと、子供の指の大きさ、8ミリ以下という数字もございまして、こういったところのバランスの取れるところをいろいろ実験もいたしまして、緩衝材自体の部品の構成パーツも検討した結果、ゴム製品が一番適当であろうということで、そういった緩衝材を使うということでJISの改正をしてきたところがございます。

次に参りまして「1.5 建物設計段階の安全対策」でございまして、これにつきましては、JIS A 4722が改正され、その内容を踏まえて協会の安全関連刊行物である『JIS準拠安全ガイドブック』でございます。これは後ろに参考資料としてつけさせていただいておりますが、協会からの推奨項目といたしまして、そこに掲げている(1)～(4)までを盛り込むべく、現在改訂中でございます。来月ですが、12月には完成を見込んでいるところでございます。

このガイドブックは、関係事業者向けの物となっておりますので、こういった建物の設計段階の安全対策ということで、関係者に広く周知され、十分に理解されると承知しております。

「1.6 安全性を高める自動ドアの開発」でございます。協会からは、各社の対応について周知したところがございます。

開発につきましては、各社で言うなれば企業秘密も含んでいるわけでございますが、協会といたしまして、安全性の確保をお願いし、具体的に各社で対応することとしていたしております。

経済産業省からの御説明は以上となります。

○中川委員長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省から御説明をお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省の住宅局でございます。よろしく願いいたします。

国土交通大臣への意見を踏まえまして、報告書が公表されました昨年6月25日、公益社団法人日本建築士会連合会、これは建築士という個人の方の集まりの団体であります。それから、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、これは建築士が業務を行うときには設計事務所、建築士事務所を開設するわけですが、その会社の集まりでございます。日本建築家協会は、建築士の中でも建築家と言われる方々が入っておられるような団体で

ございます。

建築三会と申しておりますが、こういった設計関係の団体に対しまして、後ろにございます参考資料2のように、自動ドア事故に係る報告書が公表されたこと、その報告書を自動ドアの安全対策を行うに当たっての参考にしていただきたいということを各会に周知の依頼をいたしました。

その後、8月13日には3団体に対しまして、参考資料3にございますように、報告書に加えて、全国自動ドア協会が発行されましたスライド式自動ドアの安全ガイドブックなどを参考にしていただくよう、各会員にさらなる周知をお願いいたしました。

あわせて、建築設計者に周知すべきとの御意見をいただいたことも踏まえまして、ガイドブックなどに記載をされている安全対策を紹介しております。

続きまして、第1回フォローアップにおける確認事項について、お話をさせていただきます。自動ドアの安全対策について、それを受けて建築設計者が実施した取組があれば、御紹介くださいということでございます。

今般、大手の設計事務所を中心に幾つかの設計事務所に確認をいたしました。そうしますと、事前から自動ドアのガイドブックにのっとして、安全対策を行っていた会社もございました。そのほかに今回の国土交通省からの事務連絡を踏まえて、社内の設計マニュアルをガイドブックに基づいて見直しているようなお話もございました。小規模の設計事務所においては、日本建築士事務所協会連合会のホームページを通じて周知しているところでございます。

私どもの周知の後、事務連絡に記載の安全対策に関して、設計事務所から全国自動ドア協会の会員各社に対する問合せはそれなりにあり、それなりに反響があったと聞いてございます。

自動ドアによる事故の再発防止のために経済産業省から協力を得て実施している取組、または今後実施する予定の取組があればということでございますが、設計団体宛てに文書を発出する際には、経済産業省から提供いただいた資料、これは当然ながら活用させていただいております。

また、本年10月に全国自動ドア協会における注意喚起表示ラベルが作成されたことや、JISの改正についても、経済産業省から情報提供を改めていただきましたので、設計関係団体には周知いたしております。

今後も経済産業省や全国自動ドア協会から新たな情報提供がございますれば、関係団体にしっかり周知をしてまいりたいと思っております。引き続き関係者と連携、協力をして、自動ドアに関する安全対策の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

質疑に入りたいと思いますが、第1回フォローアップにおける確認事項について、経済産業省から大体御発言があったような気もしますが、特に各項目で四つぐらい上がっていますが、追加されることはございますか。

○経済産業省 既に御説明させていただいたところでございますが、例えば別紙の1枚目の一番上にございます全国自動ドア協会等に加入していない製造事業者、保全業者に対し

て、事故の再発防止対策の実施をどのように促すのかというところでございます。

冒頭に申しましたとおり、協会の会員企業が8社いるわけですが、業界全体でのシェアが9割ということで、残り1割が独立系でございますが、具体的には昨年から注意喚起の文書を建築事業者、あるいは管理事業者に対して出しておりますので、こういった面から会員各社が使っていない独立系の自動ドアが仮に入っていたとしても、お使いになられている方々というのは、そちらの方向からも情報が届くと理解しておりますし、全国自動ドア協会のホームページ等において、JIS改正の周知であったり、保守点検等の保全みたいなところを引き続き周知することで、事故の再発防止に努めていくところでございます。

下に幾つか御意見を伺っておりますが、既に御紹介したとおりでございますので、割愛させていただきます。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、委員から御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。東島委員、お願いします。

○東島委員 今の確認事項の御説明でもう少しだけ補足でお尋ねしたいのですけれども、9割のシェアで全国に200万台ということであるならば、20万台が全国自動ドア協会の会員ではない独立のところだと思うのですけれども、独立系と言われる加入していない事業者はどのくらいあるものなのか。

かつ仮に20万台としたものが大手のショッピングセンターとか、そういうところだったら、協会の会員のものだということで、例えば小さなビルとか、マンションにもそういう会員ではないところがあるのかというようなおおよその傾向です。なぜかという、重層的に周知徹底が必要だということでお尋ねする次第です。

以上です。

○中川委員長 どうぞ。

○経済産業省 御質問いただきまして、ありがとうございます。

会員ではない自動ドアが20万台設置されていて、8社以外のどういった社、何社が事業者になるのかというところでございますが、具体的な数字は、今、手元にはございません。申し訳ございません。

あと、大手ショッピングセンター以外の小さな建築物ビル等についても、重層的に対応が必要ではないかという点に関しましては、先ほど国土交通省からも話がございましたが、私どもの改定内容とか、周知内容というのは、国土交通省とも連携させていただいておりますし、国土交通省さんで所管されている団体等、建築物等を建てられる方とか、所有されている方、こういったところを通じて、今回のJISの改定内容であるとか、ふだんから行っております保守点検の情報は伝わっていると理解しております。

そういった点で、これが全て100%周知されているのかということにつきましては、私どもは、今、この場で御回答できる状況にはございませんが、こういった情報が行き届いているものだと思っている次第でございます。

以上です。

○中川委員長 小川委員、お願いいたします。

○小川委員 周知以外の部分で経済産業省と国土交通省の両方にお伺いしたいのですが、

JISに適合していない部品とか、製品を売っている可能性がないかということについてお伺いしたいのです。要するに安くするために、JISは強制ではないので、不適合の物が売られているケースがないかということに関して調査をされていたら、教えてください。

以上です。

○経済産業省 JISの適合品以外の部品が売られているか、売られていないかについて、業界を含めての調査をしているかについては、持ち合わせておりませんが、実際に保守点検に関しましては、業界は年4回の保守点検をしていただきたい旨、会員会社を通じて建物所有者等には、文書を含めて周知をこれまでもずっとしてきているところでございます。

実際に保守点検される場合は、自動ドア施工技能士資格保有の方は国家資格になっておりますので、そういった適合品以外、あるいは設置されている自動ドアのメーカー以外の部品が保守点検に使われることは非常に考えづらいと思っている次第です。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。国土交通省からもお願いします。

○国土交通省 ありがとうございます。

あまりいいお答えはできないのですが、私どもは建築基準法という法律を所管しておりますので、基準法では自動ドアかどうかということはチェックしない仕組みになっておりますので、そういう意味では、私どももJIS以外の物が使われているかどうかについては、確認するすべを用意していないところでございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 私もJISに関連していることなのですが、今回の改正で全国自動ドア協会さんが事務局なのか、把握していないのですが、いずれにしても、改正したJISを改正の取組をいただいた事務局や団体等から、いろんな形で改正した事実や改正のポイントを普及いただかないと、知らしめることが難しいと理解しているのですが、普及の取組についての働きかけ、もしくは御存じのことがあれば、お教えいただけますでしょうか。

○経済産業省 経済産業省からでございます。

事務局は、全国自動ドア協会が主体となって分科会も開催して、JISの改正をしてきたところでございます。

先ほどの1.4のところでも申し上げましたが、今回の改正につきましてお知らせということで、ホームページ上に改正のポイント等の内容を記載して、分かりやすく周知をしているところでございまして、こういったことを通じて情報提供を行っていきたいということでございます。

○持丸委員 了解しました。

○中川委員長 ほかにいかがでしょうか。

私から一つですが、これは経済産業省でしょうか、1.2の(2)技術情報の共有ですが、独立系も含めたと意見として求めているのですが、この回答によると、具体的にはどのようななさっていることになるのでしょうか。独立系も含めて入手できるようにとい

う部分への御対応は何をされたと理解すればよろしいでしょうか。

○経済産業省 経済産業省でございます。

そのすぐ上に保守点検ということで、昨年の9月の段階で関連の業界団体を通じて、建物所有者、管理者に対して自動ドアの安全対策についてのお願いの配信をしているところでございます。

独立系も含めた保全業者が入手できるということでございますが、これも先ほど少し回答させていただいておりますが、会員ではない独立系の自動ドアが入っているケースも含めまして、建物管理者、あるいは所有者の方々に情報を流すことによって、独立系を含めた保全事業者にもそういった情報が伝わると理解しておりますので、そこでは同上ということで対応状況を書かせていただいているところでございます。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

宗林委員、お願いします。

○宗林委員 この中からずれる部分もあるかもしれませんが、例えば集合住宅などの自動ドアも含めると、保守点検は、先ほど1年に4回程度というお話がございましたが、今、国家資格の方がやらなければいけないという話もあったので、お聞きするのですが、所有者とか、そういう方たちが見て、調子が悪かったら連絡をしている実態があるのではないかというようなことが、報告書を書かれた時点ではそのように読み取れました。

実態としては、必ず外部委託をして、専門業者が年に4回程度、頻度とか、起動範囲の確認、それから、汚れなどや経年劣化も含めて起動範囲が狭くなってきた場合は、どのぐらいになったら交換するとか、そのような辺りは具体的にJISの中に新たに書かれるのか、あるいはこれまでどうなっていたのかということも含めてですけれども、教えてくださいませんか。

○経済産業省 経済産業省でございます。

委員に御質問いただきました年4回程度の保全を協会としては推奨している、業界団体としては推奨しているところでございます。具体的にどういったポイントをチェックしなければいけないか、誰にそういう保全修理をお願いしたらいいのかということは、自動ドアの製造業者のラベルのところに問合せ先等の情報が書き込まれておりますので、ここに問合せをいただくと、製造事業者等の専門家のところとコンタクトが取れて、こういった保守点検の事業者の方に保守をお願いしてくださいという話になっていくのが一般的でございます。

実際に保守点検というか、自動ドアを設置されたり、工事される方というのは、国家資格（自動ドア施工技能士）の方もいるのですけれども、保守点検をされる方も当然起動範囲とか、赤外線センサーの照射範囲がどのくらいかというのは、一律にJIS上では、例えば1メートルの手前、左右は15センチと決めてございますが、実際に設置される場所とか、使われ方によって、あるいは建物に入られる客層、若い方であれば、お年寄りよりは歩く速度も速いということもあろうかと思えますし、そういったところを加味して、建物所有者と保全事業者といますか、その間でどの辺が適当なのかというところをチェック

した上で赤外線センサーの調整など、現地での調整があるやに私どもは何っておりますので、そういうことで保守点検が行われてきているところだと思います。

○宗林委員 一番最初のところで、ここに連絡してくださいと貼ってあるとよく分かるのですけれども、そもそも車の定期点検ではないですが、そういうような形で年間を通じての契約で保守点検の契約をするようなところはどのぐらいあるのか。開きが遅いとか、異常があった場合にそこに電話してくださいというのはよく分かるのですが、私たちが求めていることはそうではないです。その辺はいかがでしょうか。

○経済産業省 これは法定で安全対策をどれぐらいのタームでやりなさいというのは決まりがないわけでごさいます、保守点検をされるか、されないかというのは、あくまで自動ドアといいますか、所有者の対応にかかっているわけでごさいますので、今、そのところを私どもからこれぐらいの頻度でやりなさい、あるいはもちろん使われ方にもよって、保守点検の期間が短くなったり、長くかかることも当然のごとく機械設備ですので、あろうかと思しますので、その辺を一律に対応することは、お答えするのは難しいと思っております。

○宗林委員 そうしますと、実態に近づいてきたのですけれども、例えば集合住宅の場合は典型的かもしれませんが、そうなった場合の保守点検はこういうふうにするのだと言うのはあるのだらうと思いますが、万が一、そうは思わないで、何年も経過するという実態もあり得るということですか。

○経済産業省 そのケースが限りなくゼロであることを否定するわけではございませんが、今回も事故がこれだけ起きているということで、意見として経済産業省にいただいているわけでごさいます、業界を通じてしっかり建物の所有者、保全事業者に対して、周知徹底の指導をしたところでごさいますし、そういった保守点検を定期的に行うことを協会としてもホームページ上で推奨しておりますので、こういった活動を通じてほったらかしではなくて、定期的な保守点検は必然であることを広く周知活動、啓蒙活動を行っていくことに尽きるのではないかと思います。

○宗林委員 あと一つだけ、JISの改正でいわゆる子供の指が挟まらないように、9ミリではなくて、もっと小さくなるようにゴムの緩衝材を入れるような形での隙間に変えるということがJISに入るといってお話のごさいましたが、場合によっては、既存不適合ではないですけれども、今までの物にもつけられる可能性があるものですか。それとも新しい物だけしか難しいものですか。

○経済産業省 既存の自動ドアに対して、緩衝材に部品が100%交換できるかという、事業者から聞いている範囲では、100%ではなくて、変えられるものもあれば、対応が難しいものもあるところもごさいます。そういった難しいところに関しましては、これも資料に入っておりますが、自動ドアの安全対策についてのお願いとということで、協会から建物所有者、管理者各位ということで文書を出しております。

お手元の資料には別紙がついておりませんが、所有者、管理者がすべきことという裏表のチラシがついてごさいます。この中に引き込まれ事故について確認することということで、子供の手の引き込まれ事故の防止策としては、戸袋部に手が届かないようにした防護柵やガードスクリーンがあるので、こういったものを製造事業者や保全事業者から情報を

入手し、対応を検討してくださいということを建物管理者等に周知しているところがございます。

部品の交換が難しいということであれば、こういうガードで対応できるパーツも取りそろえておりますので、こういう対応をぜひお願いしたいというところがございます。

○宗林委員 分かりました。ありがとうございました。

○中川委員長 ほかはいかがでしょう。東島委員、お願いします。

○東島委員 関連してなのですけれども、お金のことを教えてください。自動ドアの保守点検の1期、仮に年に4回としたら、ランニングコストはどのくらいかかるのか。例えば集合住宅でやりたくても、こんなにたくさんのお金がかからなければという、普及と周知につながるということでお尋ねします。

今のお子さんの引き込まれのこと、こういうふうにしたらとおっしゃっていただきましたけれども、緩衝材です。これも一つ幾らぐらいするものなのか。

以上です。

○経済産業省 御質問を二ついただきました。ランニングコスト、引き込まれ防止用の緩衝材の単価でございます。

実は問題意識を持っておりまして、あまり高いと、4回の保守点検を推奨したところでやるはずもないというのは当然でございますし、自動ドアも全国の9割方の自動ドアは両開きのスライド式になるのですけれども、これも大中小とございますので、幾らぐらいなのかというのは、今、事業者を確認をしているのですが、今時点で回答をいただけていないので、どうすればよろしいでしょうか。緩衝材の価格を含めて入手できた段階で回答させていただきます。

○中川委員長 後日いただければ結構です。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。小塚委員、お願いします。

○小塚委員 ありがとうございます。

今回、御対応いただいている中には、周知があるわけですけれども、そのために選ばれた例えばパンフレットをつくるのか、シールを配るといった手段がどれくらい効果的であったかということ、今後どうやって評価し見直していく御予定でしょうか。それをお伺いできればと思います。

○経済産業省 ここは、今後こういった悲惨な事故の件数が減少すること、撲滅することが一番大事だと思っておりますので、引き続きこういった周知活動で、今、委員がおっしゃられたパンフレット、あるいはシールの効果のようなものについて、関連の協会とのコミュニケーションを図りながら、我々もしっかりフォローしていきたいと思っております。

○小塚委員 ありがとうございます。

例えばパンフレットを印刷するのは簡単なことですが、それを配ったところどこかでごみになってしまっただけでは意味がないわけですし、シールなどは特に先ほど200万台とおっしゃったことは、恐らく自動ドア全体の数だと思いますが、そのうちセンサーの検出範囲が推奨値以下のものが対象です。そうすると、具体的に何台あって、実際に貼られたものが何枚なのか、そこが本当は知りたいところです。そういう点のフォローを引き続き御対応いただく必要があると思いました。

以上、意見でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

恐らくどの委員も、今の点に関心をもっていると思います。なかなか難しいとは思いますが、業界団体に指導されたり、あるいは周知されたりした場合、その成果がどこに現れているかをどうやって知るかというところを、業界団体で考えてくださいという御指導とか、御指示をいただくとありがたいというのが、恐らく全ての委員の思っていることだと思いますので、代弁をさせていただきます。

ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ヒアリングは以上とさせていただきますと思います。

調査委員会の内容について吟味した上で、後日、改めて検討した結果をお伝えさせていただきます。

本日、後で情報提供をいただけることについても、適宜お願いさせていただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

3. 個別事案について

(1) 申出事案

○ 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの 450 件を除く 45 件と 10 月に申出のあった 4 件の計 49 件について検討し、調査委員会では、次の通り決定した。

・引き続き情報収集を行う 49 件

(2) 選定事案

○ 「トランポリンパーク等での事故」の報告書案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。また、追加で専門委員の指名が了承された。

○ 「学校の施設又は設備による事故等」の報告書案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室